

岩手県告示第555号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省不動産・建設経済局地理空間情報課長から次のとおり通知があった。

令和6年11月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 宮古市の一部
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年10月30日から令和7年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基本調査点座標値の算出